

審査基準及び審査方法

令和8年度公共交通利用促進事業広報業務委託に係る企画提案競技（プロポーザル方式）の審査基準及び審査方法を次のとおり定める。

1 審査基準

各審査委員は次の評価項目、評価基準に基づき審査を行う。

評価項目	評価基準	配分点
1 事業内容及び実施方法		60/100
事業内容及び方法の 妥当性・独創性	・事業の目的及び趣旨との整合性が取れているか。	15
	・事業内容・実施方法に創意工夫があるか。 ・事業内容・実施方法・実施時期に具体性があり、実現可能なものか。	15
	・事業の認知度や公共交通利用者が増加するための工夫があるか。 ・事業内容（ラジオ広報、チラシ・ポスター作成）が、効果的なものか。	15
	・こども・高齢者・マイカー利用者をターゲットとした情報発信について、効果的な創意工夫を行っているか。	15
2 事業の効果		20/100
事業の波及効果	・「公共交通利用促進キャンペーン」について、広く県民に周知できるものか。	10
	・事業の波及効果及び集客効果が見込まれるか。	10
3 事業実施主体の 適格性		20/100
業務遂行	・業務の遂行にあたり、遅滞なく遂行が可能な人員の確保がなされているか。	10
	・見積額が予算内であり、妥当なものか	10

2 審査方法

(1) 審査

採点は、審査委員が提案書の内容（プレゼンテーション及びヒアリングの内容を含む）を審査し、別添審査票により行う。

ア 評価項目ごとの採点

採点は、提案書の内容（プレゼンテーション及びヒアリングの内容を含む）について、評価項目ごとに評価基準と配点に応じて実施する。

イ 企画提案点

評価項目ごとの採点を集計の上、各審査委員の合計点を算出し、その平均点を参加者の企画提案点とする。

(2) 予備審査（参加者5名以上の場合のみ実施）

提案競技参加者が5名以上の場合、委員長は、審査会において予備審査を実施する。

予備審査は書面により実施し、審査は2（1）の手順に準じて行う。

3 その他

(1) 上記1及び2に記載した以外のことについては、審査委員が協議の上、決定する。

(2) 審査により、最優秀提案者として選定された者が、受託者の候補となり契約締結の協議を行う。

(3) 応募者が1者のみの場合、基準点（6割）を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とする。基準点に満たないときは、再度公募する。

(4) その他、審査評価等の取扱いについて必要な事項は、別途定める。